

地方独立行政法人
宮城県立こども病院中期目標
(令和4年度～令和7年度)

令和3年12月

宮 城 県

地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標

目 次

前文	1
第1 中期目標の期間	2
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標	
1 診療事業及び福祉事業	2
2 療育支援事業	5
3 成育支援事業	6
4 臨床研究事業	6
5 教育研修事業	7
6 災害時等における活動	7
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	
1 効率的な業務運営体制の確立	7
2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	8
第4 財務内容の改善に関する目標	9
第5 その他業務運営に関する重要目標	
1 人事に関する事項	9
2 職員の就労環境の整備に関する事項	9
3 情報セキュリティ対策に関する事項	10
4 医療機器・施設整備に関する事項	10

前文

宮城県立こども病院（以下「こども病院」という。）は、宮城県（以下「県」という。）の「小児専門医療の核」と位置付けられ、周産期・小児医療分野における高度医療を集約的に提供するとともに、県全体の小児医療水準の向上を図るために平成15年11月に開院、平成18年4月に地方独立行政法人に移行した。また、平成27年4月には、「宮城県拓桃医療療育センター」と経営統合し、翌平成28年3月に同センターの機能を引き継いだ医療型障害児入所施設「宮城県立拓桃園」をこども病院内に開所した。これにより、小児周産期の急性期から慢性期、リハビリテーション、在宅医療までを一貫して担う医療・福祉施設として新たな形での運営が開始された。

平成30年度から令和3年度までの第4期中期目標期間においては、小児人口の減少、医療の高度化や医療ニーズの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が医療体制に甚大な影響を及ぼした。地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）は、このような医療・社会状況において経営の安定化と収支改善に努めつつ、県の感染症対策の重点医療機関として小児新型コロナウイルス感染症診療を担ってきた。新型コロナウイルス感染症は、高い感染力を持つ変異株の出現により、安定的収束までには、なお時間を要するものと懸念される。

このため、第5期中期目標においては、医療環境の変化に柔軟に対応できる診療体制の充実に努めていくことが必要であり、地方独立行政法人としての自主性や自立性を生かして、効率的な業務運営体制の確立への取組が求められる。また、急性期を乗り越えた難病患者の日常的な医療ケアの支援や在宅医療の充実が求められるほか、成人移行期支援の重要性がより高まってきている。これらのニーズに対応していくためには、地域の関係機関との連携を深める取組等が必要であり、県が推進している持続可能な開発目標「SDGs」に通じるものである。

法人は、東北唯一の小児周産期・高度専門医療施設として、高度医療及び総合的な療育を安定的かつ継続的に提供していくことが求められる。

第1 中期目標の期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標

1 診療事業及び福祉事業

診療事業及び福祉事業については、県の周産期・小児医療、療育に関する施策及び県民のニーズの変化を踏まえつつ、成育医療と療育の理念に基づく高度で専門的な医療及び総合的な療育の提供を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、地域に貢献すること。

患者及びその家族の視点に立った医療・療育を集約的に提供し、患者が安全で質の高い医療・療育を安心して受けることのできる体制の構築に取り組むこと。

なお、他の小児病院等や過年度実績との比較を行い、病院全体又は診療科ごとに数値目標を策定し、目標達成に向けて的確な業務の遂行に当たること。

(1) 質の高い医療・療育の提供

診療体制の維持・充実や施設認定の維持・取得、先進医療等、高度で専門的な医療・療育に取り組み、周産期・小児医療、療育水準の向上に努め、政策医療を適切に実施するとともに、医療型障害児入所施設としての責務を果たし、総合的な療育サービスの提供に取り組むこと。

医療の標準化を図るため、クリニカルパス¹の活用を推進すること。また、退院サマリー²について、退院後、速やかな作成に努めること。

¹ クリニカルパス：特定の疾病又は疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとして、スケジュール表にまとめられたもの。これが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化及び医療の安全性にもつながる。

² 退院サマリー：医師が入院患者の退院後に、治療経過を要約して記録する文書のこと。入院カルテ及び外来カルテにその写しを編纂・保管し、外来・再来又は逆紹介（治療した患者を別の地域の医療機関に紹介する措置）時に活用して、治療の継続性を確保する。

急性期を脱し、継続的な治療を必要とする患者のための、在宅での療養・療育への移行支援や小児リハビリテーションの十分な実施に取り組むこと。

成人移行期医療について、県及び医療・療育機関等と連携して、成人期を迎える患者の成長・発達に応じた移行支援に取り組むこと。

【指標】

① クリニカルパスの適用率を毎年度、50%以上とすること。

(前中期目標期間実績：平成30年度44.8%，令和元年度49.8%，令和2年度59.6%)

② 成人移行期支援外来受診患者数（実人数）を毎年度、前年度以上の実績とすること。（前中期目標期間実績：令和2年度83人）

(2) 地域への貢献

法人の特徴や強みについて、医療・療育機関等に対する情報発信の強化に努めるとともに、オンライン等の活用により、各医療機関との病病・病診連携³や療育関係機関との連携を推進すること。あわせて、紹介率⁴・逆紹介率⁵の維持・向上及び登録医療機関・登録医との連携強化に努めること。

救急医療については、小児三次救急医療⁶の患者を受け入れるとともに、仙台市小児科病院群輪番制事業への参画、病院救急車の活用等を通じて、地域において必要とされる周産期・小児の救急医療の充実を図ること。

新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合は、県の要請に応じ地域医療の確保に努めること。

³ 病病・病診連携：核となる病院と地域の病院・診療所が行う連携。必要に応じ、患者を病院・診療所から専門医又は医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査及び治療を提供する。快方に向かった患者は、元の病院・診療所で診療を継続する仕組み。

⁴ 紹介率：初診患者数に占める地域の医療機関からの紹介患者数の比率のこと。

⁵ 逆紹介率：初診患者数に占める逆紹介患者数の比率のこと。

⁶ 三次救急医療：重篤な患者に対して、高度な医療を総合的に提供する救急医療のこと。

【指標】

紹介率を毎年度，80%以上とすること。（前中期目標期間実績：平成30年度87.5%，令和元年度87.6%，令和2年度91.4%）

(3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

医療従事者等による説明・相談体制を充実させ，環境整備に努めるなど，患者及びその家族が医療・療育の内容を理解し，治療の選択を自己決定できるようにするとともに，患者及びその家族の視点に立った医療・療育サービスを提供すること。

患者及びその家族のニーズを把握するため，患者満足度調査を定期的実施するなどし，病院運営の見直し及び改善を図ること。また，意見，要望等については速やかに対応し，その内容について適宜，分析・検討を行い，提供する医療・療育サービス内容の改善を図ること。

さらには，主治医以外の専門医の意見を聞くことのできるセカンドオピニオン⁷の適切な対応に努めること。

【指標】

患者満足度調査を毎年度，1回以上実施すること。（前中期目標期間実績：平成30年度1回，令和元年度1回，令和2年度1回）

(4) 患者が安心できる医療・療育の提供

患者が安心して医療・療育を受けることができるようにするため，診療情報の提供や患者のプライバシー保護等，医療倫理の確立を図ること。

また，インシデント⁸を予防するための体制整備や，インシデント

⁷ セカンドオピニオン：患者本人の医療情報を得る過程で，診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。

⁸ インシデント：患者の診療やケアにおいて本来あるべき姿から外れた行為や事態のことであり，具体的には医療上の事故等，ヒヤリ・ハット事例，医療行為による合併症のこと。

事例の適正な分析・検討・反映を行い，重大なインシデント（レベル 3 b 以上）の縮減に向け，医療安全対策を推進すること。

さらには，患者及びその家族並びに職員の安全を確保するため，院内感染の実情を把握し，発生・蔓延を防止する対策を立案・実行するなど，組織横断的に，院内感染対策を推進すること。

【指標】

- ① 医療安全対策に関する全体研修を毎年度，2回以上実施すること。（前中期目標期間実績：平成30年度2回，令和元年度2回，令和2年度1回）
- ② 院内感染対策に関する全体研修を毎年度，2回以上実施すること。（前中期目標期間実績：平成30年度4回，令和元年度4回，令和2年度2回）

2 療育支援事業

医療型障害児入所施設として，障害のある子どもと家族に対し，総合的な療育支援を行うよう取り組むこと。また，地域の障害福祉サービス事業所等と連携し，子どもと家族が主体的に在宅移行を選択できるよう支援に努めること。

障害のある子どもと家族が障害を理解し，受け入れ，地域で安心して生活できるよう，療育に対する理解を深める機会提供に取り組むこと。

【指標】

有期有目的入所⁹者数（実人数）を毎年度，100人以上とすること。（前中期目標期間実績：平成30年度81人，令和元年度109人，令和2年度90人）

⁹ 有期有目的入所：指定医療型障害児入所施設における地域生活に向けた一定期間の集中的な指定入所。

3 成育支援事業

成育支援部門は、医療・療育部門と一体となって、患者及びその家族の権利、QOL（生活の質）及びアメニティ（環境の快適性）の向上に努めるなど、こどもの成長・発達を支援すること。

インフォームド・コンセント¹⁰及びインフォームド・アセント¹¹の際の支援に努めるとともに、検査・治療に対する不安を軽減するための心のケアをはじめ、療養生活等に関する様々な相談に積極的に対応するなど、患者及びその家族の心理的援助及び経済的・社会的問題の解決・調整に努めること。

【指標】

集中治療系の保育人数を毎年度、前年度以上とすること。（前中期目標期間実績：令和2年度464人）

4 臨床研究事業

臨床研究が活発に遂行され、計画的に推進されるよう、臨床研究推進室の体制等の充実に努め、質の高い治験を行うこと。

また、周産期・小児医療、療育水準の向上のため、東北大学との連携等を図り、科学的根拠となるデータ集積及びエビデンスの形成を行い、診療及び研究の成果を論文として発表するよう努めるとともに、その成果の臨床への導入を推進すること。

【指標】

臨床研究実施件数を毎年度、170件以上とすること。（前中期目標期間実績：平成30年度167件、令和元年度164件、令和2年度181件）

¹⁰ インフォームド・コンセント：診療に当たって、医療側が、患者に対して診断結果に基づく病状、治療の内容、目的、危険性、成功の確率及び他の治療方法を説明し、患者の同意を得ること。患者の自己決定能力が前提となっており、未成年者等の場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。

¹¹ インフォームド・アセント：小児患者の治療に際して、自己決定能力があるとはみなされないこどもに対して、その理解力に応じて病名、検査・治療・処置等の内容を分かりやすく説明し、患者の了解を得ること。

5 教育研修事業

教育研修事業については、東北大学病院等、他の臨床研修病院との連携及び法人が有する人的・物的資源を生かした研修プログラムを充実させることにより、専攻医等の確保及び育成に積極的に取り組むこと。また、看護師、薬剤師、医療技術職員及び事務職員等の資質向上に資する取組を積極的に支援すること。

県内の医療・療育従事者に対する知識及び技術の普及に資するため、地域医療支援病院及び療育拠点施設としての地域医療研修会や療育支援研修会等、研修事業の充実を図ること。

【指標】

- ① 地域医療研修会を毎年度、12回以上開催すること。（前中期目標期間実績：平成30年度24回、令和元年度19回、令和2年度4回）
- ② 療育支援研修会を毎年度、1回以上開催すること。（前中期目標期間実績：平成30年度1回、令和元年度1回、令和2年度0回）

6 災害時等における活動

災害、新興感染症等公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、関係機関との連携の下、迅速かつ適切な対応を行うこと。また、災害等の発生に備えて、定期的に防災マニュアルや事業継続計画の見直しを行うとともに、防災訓練等に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 効率的な業務運営体制の確立

医療・療育環境の変化に的確かつ柔軟に対応するため、組織体制の適切な構築に努めるとともに、医療・療育体制と経営管理体制の連携強化

を図ること。また、P D C A マネジメント¹²による運営等を推進し、業務運営体制の強化に取り組むこと。

2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

他の小児病院等との比較を通して、経営分析を行うとともに、各種指標を活用し、法人の業務全般について最適化を図り、診療収入等の増収及び経費の節減に取り組むこと。

病床利用率の向上及び診療報酬制度等に対応した体制の整備を図るなど、法人が有する様々な人的・物的資源を有効に活用し、収支改善を図ること。

人件費及び経費について、医業費用に占める割合も高いことから、適正な職員配置及び業務委託の見直し等を図り、医業収益に占める人件費比率及び委託費比率などの低減に努めること。

各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の結果等を業務改善に反映させること。

【指標】

- ① 病床利用率を毎年度、80%以上とすること。（前中期目標期間実績：平成30年度76.5%、令和元年度74.3%、令和2年度64.6%）
- ② 医業収益に占める人件費比率を毎年度、70%以下とすること。（前中期目標期間実績：平成30年度69.5%、令和元年度71.6%、令和2年度77.0%）

¹² P D C A マネジメント：目標を達成するために計画（P l a n）を立て、それを実施（D o）し、計画内容どおりに実行されたかどうかの検証を行い（C h e c k）、問題などがあれば改善（A c t i o n）する。そして、その改善（A c t i o n）を次の計画（P l a n）に反映して、サイクルの各プロセスを繰り返し実施することにより継続的な改善を行う経営管理手法のこと。

第4 財務内容の改善に関する目標

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、各事業年度において、経常収支比率を100%以上とすること。

【指標】

経常収支比率を毎年度、100%以上とすること。（前中期目標期間実績：平成30年度99.7%、令和元年度103.2%、令和2年度99.9%）

第5 その他業務運営に関する重要目標

1 人事に関する事項

県民のニーズに的確に対応しつつ業務運営の一層の効率化を図り、かつ、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、中長期的な視点の下、適切な人員を計画的に確保し、専門性の向上及び組織の活性化に配慮した人材の育成に努めること。

また、業務・業績に対するより適切な人事評価を行うため、定期的に人事制度の見直し等に取り組むとともに、職員のモチベーションを高めていくための取組を推進すること。

【指標】

障害者雇用率¹³を毎年度、法定雇用率以上とすること。（前中期目標期間実績：平成30年度1.76%、令和元年度2.18%、令和2年度1.67%）

2 職員の就労環境の整備に関する事項

定期的に職員の満足度調査及びメンタルヘルスケアを実施するなど、日常業務の質の向上を図ること。

¹³ 障害者雇用率：従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合。毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況をハローワークに報告する義務がある。

職員のワークライフバランスを推進するため、多様な雇用形態を導入するとともに、職員のニーズに対応した院内保育所の運営に努め、職員が安心して働くことができる就労環境を整備すること。

令和6年度からの「医師の働き方改革」に向け、医師等の時間外労働縮小に取り組むこと。

3 情報セキュリティ対策に関する事項

オンラインを活用した診療、研修等を実施していくなかでの情報及び電子カルテ等の個人情報漏洩しないよう、情報セキュリティ対策に努めること。

4 医療機器・施設整備に関する事項

医療機器、医療情報システム及び施設の整備については、費用対効果、県民のニーズ、医療技術の進展等を総合的に勘案し、財源を含め投資計画を策定し、計画的な更新・整備を行うとともに、その効率的な活用を図ること。

特に、施設整備については、こども病院開院後、19年以上経過することから、10年以上の中長期的な大規模修繕を視野に入れ、定期的に整備計画の見直しを行い、計画的に実施すること。